# 甲賀市の環境概要

（平成２７年度版）

甲賀市生活環境課

# Ⅰ　廃棄物対策の現況

## １．可燃ごみ

甲賀市の可燃ごみの搬入量は下記のとおり推移しています。可燃ごみは、家庭から出される「家庭系ごみ」と、会社や店舗から出される「事業系ごみ」に区別できます。家庭系ごみと事業系ごみの割合は、おおむね６対４となっています。

【可燃ごみの搬入量】

【可燃ごみ搬入量の推移】　　（資料：甲賀広域行政組合衛生センター）

（単位：t　　下段は対前年比（%））

| | H17 年度 | H18 年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 家庭系ごみ | 14,461 | 14,628 | 14,928 | 14,740 | 13,045 | 13,308 | 13,748 | 13,699 | 13,813 | 13,771 | 13,750 |
| | 100.8 | 101.2 | 102.1 | 98.7 | 88.9 | 101.6 | 103.3 | 99.6 | 100.8 | 99.7 | 99.8 |
| 事業系ごみ | 10,615 | 11,097 | 10,719 | 10,761 | 9,711 | 9,855 | 9,966 | 10,172 | 10,170 | 10,223 | 10,659 |
| | 99.2 | 104.5 | 96.6 | 100.4 | 90.2 | 101.5 | 101.1 | 102.1 | 100.0 | 100.5 | 104.3 |
| 合　計 | 25,076 | 25,727 | 25,647 | 25,501 | 22,756 | 23,164 | 23,714 | 23,871 | 23,983 | 23,994 | 24,409 |
| | 100.1 | 102.6 | 99.7 | 99.4 | 89.5 | 101.5 | 102.4 | 100.7 | 100.5 | 100.4 | 101.7 |

## ２．資源ごみ・不燃ごみ

家庭系の資源ごみ、不燃ごみ等の回収量は下記のとおりです。

【家庭系資源ごみ・不燃ごみ回収量内訳】　　（単位：ｔ）

| | H17 年度 | H18 年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 紙類計 | 2,079 | 2,119 | 1,722 | 1,920 | 1,779 | 1,651 | 1,655 | 1,477 | 1,473 | 1,597 | 1,502 |
| *新聞* | *1,183* | *1,172* | *897* | *1,047* | *910* | *833* | *789* | *717* | *705* | *737* | *681* |
| *雑誌* | *564* | *591* | *497* | *533* | *523* | *482* | *529* | *430* | *416* | *430* | *421* |
| *段ボール* | *316* | *341* | *313* | *325* | *330* | *320* | *322* | *316* | *338* | *399* | *388* |
| *紙パック* | *16* | *15* | *15* | *15* | *16* | *16* | *15* | *14* | *14* | *31* | *12* |
| ビン | 711 | 703 | 654 | 676 | 631 | 617 | 618 | 588 | 582 | 557 | 552 |
| 空き缶 | 290 | 258 | 219 | 241 | 207 | 197 | 182 | 169 | 159 | 157 | 152 |
| スプレー缶 | 16 | 17 | 18 | 18 | 21 | 22 | 25 | 23 | 23 | 25 | 25 |
| ペットボトル | 150 | 142 | 143 | 137 | 156 | 159 | 151 | 160 | 162 | 157 | 154 |
| 発泡スチロール | 17 | 18 | 20 | 19 | 27 | 26 | 25 | 23 | 24 | 28 | 22 |
| 廃プラスチック類 | － | － | － | 10 | 791 | 765 | 724 | 704 | 684 | 684 | 697 |
| 廃食用油（比重 0.85） | 14 | 15 | 18 | 17 | 24 | 25 | 24 | 25 | 24 | 24 | 25 |
| 生ごみ（種堆肥含む） | 973 | 1,052 | 1,200 | 1,093 | 1,544 | 1,492 | 1,517 | 1,496 | 1,579 | 1,719 | 1,635 |
| 不燃ごみ | 653 | 707 | 654 | 679 | 571 | 600 | 617 | 592 | 598 | 605 | 674 |
| 不燃粗大ごみ | 293 | 309 | 305 | 287 | 269 | 238 | 265 | 251 | 264 | 330 | 387 |
| 蛍光菅・電球・乾電池 | 7 | 8 | 8 | 8 | 8 | 16 | 14 | 22 | 25 | 20 | 19 |

【リサイクルフロー図】

## ３．ごみ処理収支状況

ごみ処理経費の収入と支出の状況は、下表のとおりとなっています。

収入は主に手数料や資源ごみの売却によるものであり、支出は主に家庭ごみの収集や処理、不法投棄の監視に係る費用となっています。

【ごみ処理収支状況】

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 収入（単位：円） | 125,904,040 | 133,433,741 | 142,751,978 | 143,196,874 | 118,707,365 | 131,344,251 | 139,553,508 | 138,124,605 | 142,547,325 | 143,163,814 | 147,478,934 |
| 支出（単位：円） | 1,996,457,385 | 1,934,953,917 | 1,871,250,557 | 1,839,455,131 | 1,739,668,426 | 1,584,899,583 | 1,587,196,912 | 1,512,030,400 | 1,535,094,546 | 1,592,218,140 | 1,655,022,270 |

## ４．資源の再利用

①生ごみ堆肥化循環システム

甲賀市では、生ごみ堆肥化循環システムに取り組んでいます。平成１４年４月から旧水口町においてモデル事業として始め、合併後は区域を全市域に拡大して展開しています。

平成２８年３月末の参加世帯数は８，９２６世帯、平成２７年度の総回収量は、１，６３５トンとなっています。

【生ごみ堆肥化循環システム参加世帯数】

【生ごみ総回収量】

②廃食油ＢＤＦ化システム

＜ＢＤＦ＝バイオディーゼルフューエル(Bio Diesel Fuel)＞

家庭で使用した後の廃食用油については、平成１４年度から資源ごみとして回収し、ＢＤＦとして再資源化を行っています。平成２７年度は２４，４６０ℓを回収し、２０，４６０ℓのＢＤＦを精製しています。

精製したＢＤＦは、主にごみ処理施設の発電機の燃料として利用されています。

*廃食油ＢＤＦ*　*化石燃料の代替燃料として、植物性の油を原料にしたディーゼルエンジン用燃料*

【廃食油回収量】

③廃プラスチックサーマルリサイクル（固形燃料ＲＰＦ化）

＜ＲＰＦ＝ﾘﾋｭｰｽﾞﾍﾟｰﾊﾟｰｱﾝﾄﾞﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｭｰｴﾙ(Refuse Paper ＆ Plastic Fuel)＞

甲賀市では平成２１年度から全市域で分別収集を開始しました。

平成２７年度には約６９７トンの廃プラスチック類を回収しました。家庭で分別された廃プラスチック類は中間処理業者により固形燃料ＲＰＦに再生され、化石燃料に替わる燃料として製紙会社で利用されています。

*固形燃料ＲＰＦ*　*化石燃料の代替燃料として、廃プラスチックと紙を混ぜた固形燃料*

【廃プラスチック類の回収量】

＜廃プラスチック類リサイクル事業の効果＞

・甲賀広域行政事務組合衛生センターの焼却施設の処理能力が限界に近い状況であるため、燃えるごみの減量化を図れることからも、この事業の効果がみられます。

・地球温暖化の原因となる二酸化炭素（$CO_2$）や有害なダイオキシンの排出抑制にも有効です。

# Ⅱ　河川の水質

市内を流れる河川について、水質調査による監視を行っています。生活環境項目については５２地点で年３回の調査を実施しました。また、健康項目については２５地点、要監視項目については１８地点で年１回の調査を実施しました。野洲川、大戸川、信楽川については、「生活環境の保全に関する環境基準」のＡ類型に指定されています。

| Ａ類型の基準値 | |
|---|---|
| 水素イオン濃度（ｐＨ） | 6.5 以上 8.5 以下 |
| 生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ） | 2mg/l 以下 |
| 浮遊物質量（ＳＳ） | 25mg/l 以下 |
| 溶存酸素量（ＤＯ） | 7.5mg/l 以上 |
| 大腸菌群数 | 1,000MPN/100ml 以下 |

※環境基準：人の健康を保護し生活環境を保全する目的で定められた施策目標

【調査項目概要】

| 調査項目 | 調査項目の概要説明 |
|---|---|
| ｐＨ | 【水素イオン濃度指数】酸性、アルカリ性の程度を０～１４の値で示し、中性は７で表し、７を超えるものはアルカリ性、７未満のものは酸性であることを示します。<br>ｐＨは水中で生じるあらゆる化学的、生物的変化の制限因子となります。人為的な汚染のない場合、河川のｐＨの変化は主に地質的要因や酸性雨で変化します。また、夏季において水深が浅く水が停滞するような場所では、河床の付着藻類の光合成により水中の炭酸成分が消費され、高い値を示すことがあります。 |
| ＤＯ | 【溶存酸素量】酸素は２０℃の水１リットルあたり８．８４mg 溶けます。汚れた水では、微生物が汚濁物を分解するとき酸素を消費するため低い値を示します。夏季は藻類の光合成により酸素が生成され高い値を示すことがあります。 |
| ＢＯＤ | 【生物化学的酸素要求量（消費量）】水中の微生物が２０℃で５日間に有機物を酸化分解する際に利用する酸素量で表しています。化学的酸素要求量（COD）と同様に値が高いほど水が汚れていることを示し、河川の汚濁指標として用いられています。一般的には生活排水や産業排水の影響を受けて値が高くなります。 |
| ＣＯＤ | 【化学的酸素要求量（消費量）】水中の有機物を化学的に酸化分解した際に消費された酸化剤の量を酸素量で表わしています。値が高いほど水が有機物で汚れていることを示します。BOD と同様に生活排水や産業排水の影響を受け値が高くなります。 |
| ＳＳ | 【浮遊物質量（懸濁物質）】２mm 以下、１μm 以上の小さな不溶解性物質の量を示します。不溶解性物質の中には土砂等の無機性のもの、残飯・藻等の有機性のものがあります。降雨等により値が高くなることがあります。 |
| 大腸菌群数 | １００ml 中に存在する大腸菌群の数を最確数で示す。数値が高いほど、人間・動物の排泄物で汚されている可能性が大きいことを示しています。<br>ただし、大腸菌群そのものが直ちに衛生上有害というのではなく、『病原微生物が存在する可能性をもつ』ということを判断するために行うものです。 |
| Ｔ－Ｎ | 【全窒素】水中では蛋白質や核酸のような有機態やアンモニウムイオンや硝酸イオンなどの無機態として存在します。微生物の繁殖のための栄養となり、数値が大きいほど、汚れているかあるいは汚濁が進行しやすいことを表します。生活排水や産業排水の他に肥料などの影響を受け、値が高くなることがあります。 |
| Ｔ－Ｐ | 【全りん】窒素とともに微生物の繁殖のための重要な栄養源となります。人間・動物の排泄物、家庭排水中に多量に含まれ、窒素と併せて汚濁の進行の程度を知る指標となります。一般的には産業排水の他に肥料や洗剤などの影響を受け値が高くなります。 |

## １．野洲川水系

各項目（pH・DO・BOD・COD・SS・大腸菌群数・T-N・T-P）の野洲川上流、野洲川中流、野洲川下流地点の経年変化（平成１７年度から）を下記に示しました。

ｐＨは５月調査時の野洲川下流の値が環境基準を僅かに超過しました。これについては、流入河川の影響を受けたものと考えられます。

大腸菌群数は各地点ともに夏場に値が最も高くなり、その後減少しています。過年度においても夏場に環境基準を超過する傾向が見られます。他の月に比べ水温が高いため、大腸菌群が増殖しやすかったものと考えられます。

その他、過年度と比べ突出した値を示す項目は見られず、過年度の変動の範囲内で推移しています。

【野洲川水系経年変化】　※Ａ類型参考

※A 類型基準は 6.5 以上 8.5 以下

※A 類型基準は 25mg/l 以下

※A 類型基準は 7.5mg/l 以上

※A 類型基準は 1,000MPN/100ml 以下

※A 類型基準は 2mg/l 以下

## ２．杣川水系

各項目（pH・DO・BOD・COD・SS・大腸菌群数・T-N・T-P）の杣川上流、杣川中流、杣川下流地点の経年変化（平成１７年度から）を下記に示しました。

下流地点の SS、T-P について、５月調査で最も高い値を示しました。これについては、過年度調査でも確認されており、代かきによる濁水の流入が考えられます。

大腸菌群数は各地点ともに夏場に値が最も高くなり、その後減少しています。過年度においても夏場に環境基準を超過する傾向が見られます。他の月に比べ水温が高いため、大腸菌群が増殖しやすかったものと考えられます。

その他、過年度と比べ突出した値を示す項目は見られず、過年度の変動の範囲内で推移しています。

【杣川水系経年変化】　※Ａ類型参考

※A 類型基準は 6.5 以上 8.5 以下

※A 類型基準は 25mg/l 以下

※A 類型基準は 7.5mg/l 以上

※A 類型基準は 1,000MPN/100ml 以下

※A 類型基準は 2mg/l 以下

## ３．大戸川・信楽川水系

各項目（pH・DO・BOD・COD・SS・大腸菌群数・T-N・T-P）の大戸川上流、大戸川下流、信楽川下流地点の経年変化（平成１７年度から）を下記に示しました。

大腸菌群数は年間を通して各地点ともに環境基準を超過していますが、過年度の変動範囲内となっています。

信楽川下流の T-N については、他の水域に比べ高い値で推移しています。これについては、茶畑等で使用される肥料からの窒素分が河川に流出したものと考えられます。

その他、過年度と比べ突出した値を示す項目は見られず、過年度の変動の範囲内で推移しています。

【大戸川・信楽川水系経年変化】

※A 類型基準は 6.5 以上 8.5 以下

※A 類型基準は 25mg/l 以下

※A 類型基準は 7.5mg/l 以上

※A 類型基準は 1,000MPN/100ml 以下

※A 類型基準は 2mg/l 以下

# Ⅲ　大気環境の現況

本市は、国道１号などの主要幹線が走っており、工場・事業場等の固定発生源も数多く存在します。このことから市では光化学スモッグ発令対象区域の市内５か所で大気調査を行い監視しています。

◆環境基準との比較

調査では、全ての項目において環境基準以下の値となっています。なお、環境基準の達成、非達成の判断、年間を通じた長期的評価（２％除外値等）と短期的評価（１時間値の１日を通じた測定等）により行われますが、データは１時間分しかないため、１時間値のみ計測したため評価は参考となります。

【大気質調査結果】

| | 一酸化窒素 NO (ppm) | 二酸化窒素 $NO_2$ (ppm) | 窒素酸化物 NOx (ppm) | 二酸化硫黄 $SO_2$ (ppm) | 風向 (－) | 風速 (m/s) | 温度 (℃) | 湿度 (%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 土山地域市民センター<br>調査年月：平成 27 年 7 月 9 日<br>調査時間：13:30～14:30 | 0.005 | 0.003 | 0.008 | 0.007 | N | 1.2 | 27.0 | 83 |
| 甲賀大原地域市民センター<br>調査年月：平成 27 年 7 月 9 日<br>調査時間：15:30～16:30 | 0.002 | 0.003 | 0.005 | 0.005 | WSW | 0.3 | 29.0 | 80 |
| 信楽地域市民センター<br>調査年月：平成 27 年 7 月 10 日<br>調査時間：9:00～10:00 | 0.001 | 0.003 | 0.004 | 0.005 | ESE | 0.7 | 26.0 | 84 |
| 貴生川小学校<br>調査年月：平成 27 年 7 月 10 日<br>調査時間：11:00～12:00 | 0.001 | 0.003 | 0.004 | 0.007 | ESE | 0.7 | 29.0 | 64 |
| 伴谷小学校<br>調査年月：平成 27 年 7 月 10 日<br>調査時間：13:00～14:00 | 0.002 | 0.003 | 0.005 | 0.008 | SE | 0.3 | 32.0 | 62 |
| 基準値 | ― | 0.04※ | ― | 0.04※ | ― | ― | ― | ― |

※1 時間値の 1 日平均の値

# Ⅳ　市民・事業者との協働

## １．甲賀市エコライフ講座

### ■　ライトダウンキャンペーン＆キャンドルライトコンサート

平成２７年７月４日（土）１６：３０～１９：３０
ねらい：身近にエコライフを体験する中で、楽しみながら自分たちの生活が環境に与える影響を考える機会を提供する。（市民や各種団体の企画事業に協力するとともに、節電、CO2 削減を呼びかける。）。
参加者：６０名

### ■　野洲川自然教室＆親子魚つかみ大会

平成２７年７月２０日（月・祝）　　９：００～１２：００
ねらい：川に親しみ、河川の生き物について学習することにより、水環境を良くしようとする意識を高める。
参加者：８６名

## ２．甲賀市エコフェスタ

【開催日時等】　平成２７年１０月１０日（土）１０：００～１５：３０
甲南情報交流センター（忍の里プララ）
【主催】　甲賀市
【後援】　滋賀県　滋賀県地球温暖化防止活動推進センター
公益財団法人淡海環境保全財団
【来場者】　延べ１，３１５人

■甲賀市エコフェスタ開催の目的

世界の人口増加や経済活動の拡大は地球規模の環境問題となって、私たちの暮らしにまで大きな影響を及ぼしています。この問題の解決には、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造からの脱却が必要であり、そのためには、私たちの身近な生活から環境にやさしい暮らしを考えて、行動すること、また、次世代が安心して暮らせる資源循環型社会の構築が求められています。これまでに行政が中心となって進めてきた手法の限界が指摘されていることからも、今後は住民・事業者・行政の協働により取り組んでいくことが大切であり、そのためには情報を共有し、それぞれの立場で実践していくことが不可欠です。

この「甲賀市エコフェスタ」は、３Ｒ（リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）の推進と生物多様性を大きなテーマとして、住民・事業者・行政の協働で環境対策を進めるための情報発信の場とすると同時に、私たち一人ひとりが甲賀市における環境の創出のために、何ができるのかを考えることを目的として開催しています。

【出展・出店】

**環境と電気の体験コーナー**

体験を通して、電気や環境を学習

**環境啓発コーナー**

パネル展示やエコ商品の展示などによる啓発

**リサイクルを学ぼう**

シュレッダー車の展示を通して、リサイクルを学習

**省エネ診断**

家庭での節電や省エネについてアドバイスします

**重機搭乗の体験コーナー**

環境配慮型のミニショベルの搭乗体験

**びわ湖一周グリーン購入ルー**

環境にやさしいお買い物

## ３．県下一斉清掃

甲賀市では美しい環境に恵まれた住みよい郷土をつくるため、毎年５月３０日を基準日とする【ごみゼロ大作戦】７月１日を基準日とする【びわ湖を美しくする運動】１２月１日を基準日とする【県下一斉清掃運動】の計３回、県下全域で実施される「県下一斉清掃運動」に市民との協働により取り組んでいます。

【県下一斉清掃で回収したごみの量】（平成２７年度）

| 実施期間 | 実施場所 | 実施内容 | 参加人数（人） | ゴミ量合計（トン） | ゴミ等の種類（単位：トン） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 資源ごみ | | ごみ | |
| | | | | | カン | ビン | 可燃性 | 不燃性その他 |
| 5/24～6/7 | 市内全域 | ごみゼロ大作戦 | 約 4,422 | 8.8 | 0.4 | 0.1 | 4.2 | 4.1 |
| 6/28～7/12 | 市内全域<br>水口スポーツの森・水口城跡 | びわこの日清掃活動 | 約 8,963 | 52.1 | 0.5 | 0.2 | 5.6 | 45.8 |
| 11/22～12/6 | 市内全域 | 県下一斉清掃活動 | 約 3,856 | 21.2 | 0.4 | 0.2 | 4.0 | 16.6 |
| 合計 | ― | ― | 約 17,241 | 82.1 | 1.3 | 0.5 | 13.8 | 66.5 |

## ４．まち美化活動

まち美化活動とは、一定の公共的な場所（行政が管理する道路・公園等）を定め、ボランティアで美化保全活動を実施している団体に、市が支援し、まちの美化意識の高揚を図る制度です。平成２７年度末現在８９団体に参加いただいています。

■　対象者は

５人以上で構成される各種団体です。

■　活動内容は

空き缶などの散在性ごみの収集、草引き・草刈り、植栽・剪定等です。

■　活動範囲は

身近な道路や公園等の公共的な場所で年４回以上、まち美化活動を行い、美しく保つよう努めていただきます。ただし、従来から実施されている区・自治会の清掃活動を除きます。

■　市の支援の内容は

火ばし・ベストの貸与、ごみ袋・花の種・苗・樹木チップ、生ごみ堆肥の支給、保険加入、サインボード（活動団体の名前を表示した看板）の設置（任意）、集められたごみの回収等です。

■　手続きは

申込書を提出後、申請者と市とで合意書を取り交わします。

活動の様子

【まち美化活動参加団体】

| | まち美化参加団体 | 地域 |
|---|---|---|
| 1. | ＮＥＣライティング㈱ | 水口 |
| | ＮＥＣ ＳＣＨＯＴＴ コンポーネンツ㈱ | 水口 |
| | ツジコー㈱ | 水口 |
| 2. | クリーンクリーン甲賀 | 水口 |
| 3. | 水口エコライフの会 | 水口 |
| 4. | 高山区 | 水口 |
| 5. | ㈱水口テクノス | 水口 |
| 6. | 水口婦人体操教室 | 水口 |
| 7. | アヤハプラザ水口 | 水口 |
| 8. | アコシクリーン倶楽部 | 水口 |
| 9. | 第９区老人クラブ | 水口 |
| 10. | 八田区美化活動グループ | 水口 |
| 11. | 鶴昇建設㈱ | 水口 |
| 12. | 岩上産業㈱ | 水口 |
| 13. | ㈲田中土建 | 土山 |
| 14. | ㈱橋本土木工業 | 水口 |
| 15. | ㈱福本設備 | 水口 |
| 16. | ㈱野田建設 | 水口 |
| 17. | 大西組 | 土山 |
| 18. | 廣瀬建設 | 甲賀 |
| 19. | ㈱栄建設 | 水口 |
| 20. | ㈱市原建機 | 水口 |
| 21. | 辻寅建設㈱ | 水口 |
| 22. | 池本工業㈱ | 水口 |
| 23. | タナベ建設㈱ | 甲南 |
| 24. | ㈱きぶかわ | 水口 |
| 25. | ㈱神田組 | 甲南 |
| 26. | エス・ティ・メンテナンス㈱ | 甲賀 |
| 27. | ㈲新成建設 | 甲賀 |
| 28. | ㈱きくおか電気商会 | 信楽 |
| 29. | 神山建設㈱ | 信楽 |
| 30. | ㈲金本工業 | 水口 |
| 31. | 村木興業㈱ | 信楽 |
| 32. | 谷口興業㈱ | 甲南 |
| 33. | ㈱大山土木 | 土山 |
| 34. | 三和建設㈱ | 甲南 |
| 35. | 東宝建設 | 甲南 |
| 36. | 文弘興業 | 水口 |
| 37. | 上野まちづくり委員会 | 甲賀 |
| 38. | ㈱フジサワ建設 | 水口 |
| 39. | つどいの会 | 信楽 |
| 40. | 奥村造園 | 土山・水口 |
| 41. | ミドリ建設㈱ | 水口 |
| 42. | 近江道路土木㈱ | 信楽 |
| 43. | 倉田建設㈱ | 水口 |
| 44. | ㈱淡海建設 | 水口 |
| 45. | ㈱テックワークス | 水口 |
| 46. | 西村建設㈱甲賀支店 | 水口 |
| 47. | ㈱三東工業社 | 信楽 |
| 48. | 藤田産業㈱ | 甲南 |
| 49. | 三陽建設㈱ | 甲賀 |
| 50. | 西村造園土木㈱ | 水口 |
| 51. | ㈱倉田運輸機工 | 水口 |
| 52. | ㈱服部工業 | 信楽 |
| 53. | 大宝柊木㈱ | 土山 |
| 54. | ㈲田辺工務店 | 甲南 |
| 55. | ㈱辻正 | 甲賀 |
| 56. | 滋賀ゴルフクラブ | 水口 |
| 57. | NPO 法人　甲賀の環境・里山元気会 | 水口 |
| 58. | 鳥羽建設㈱ | 水口 |
| 59. | ㈱信楽住宅設備 | 信楽 |
| 60. | 吉田電工㈱ | 甲南 |
| 61. | 晶和電気工業㈱ | 水口 |
| 62. | キョーリン製薬㈱滋賀工場 | 水口 |
| 63. | ㈱片岡工務店 | 土山 |
| 64. | ㈱アルテハウス | 水口 |
| 65. | ㈱昭建甲賀営業所 | 水口 |
| 66. | ㈱金岡建設 | 土山 |
| 67. | 双葉建設㈱ | 甲南 |
| 68. | 甲賀協同ガス㈱ | 水口 |
| 69. | 宇川中小企業団地自治会 | 水口 |
| 70. | 西本建設㈱ | 信楽 |
| 71. | オリエントハウス㈱滋賀支店 | 信楽 |
| 72. | インテリア三好工房 | 水口 |
| 73. | ジェイドルフ製薬株式会社土山工場 | 土山 |
| 74. | 滋賀技建㈱ | 水口 |
| 75. | ㈱金田工業 | 信楽 |
| 76. | 千歳工業㈱ | 甲南 |
| 77. | センチュリーホテル㈱ | 水口 |
| 78. | TKX 水口工場 | 水口 |
| 79. | 滋賀設備㈱ | 水口 |
| 80. | ㈱山久 | 水口 |
| 81. | 大和工業㈱ | 信楽 |
| 82. | ㈱イワキ | 水口 |
| 83. | 日立建機ティエラ㈱ | 水口 |
| 84. | 平和発條㈱ | 甲南 |
| 85. | エコクラブごみ拾い@甲賀 | 水口 |
| 86. | 林金属製作所清掃グループ | 水口 |
| 87. | 神埼製缶㈱滋賀工場 | 水口 |
| 88. | アネックススロットステージ | 水口 |
| 89. | ＴＡＩＨＯ水口店 | 水口 |

# Ⅴ　その他

## １．情報提供

市民の皆様から様々な環境に関する情報提供をいただいています。事業場による悪臭や騒音、また野焼き等の苦情も寄せられていますが、特に近年では宅地における空地の管理状況（草木の繁茂等）に対する苦情が多く寄せられています。

【苦情受付数（生活環境課受付）（Ｈ２７年度）】　（件）

| | 騒音 | 振動 | 悪臭 | 水質 | 大気 | 粉塵 | 土壌 | 野焼き | 空地 | 害虫 | 動物 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水　口 | 8 | 1 | 5 | 4 | 0 | 0 | 0 | 3 | 141 | 2 | 5 | 7 | 176 |
| 土　山 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 1 | 1 | 12 |
| 甲　賀 | 3 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 4 | 0 | 1 | 1 | 15 |
| 甲　南 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 127 | 0 | 1 | 1 | 133 |
| 信　楽 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 12 | 0 | 1 | 5 | 22 |
| 合　計 | 11 | 1 | 11 | 10 | 0 | 2 | 0 | 8 | 289 | 2 | 9 | 15 | 358 |

{主な内容}

騒　音：事業場・店舗からの騒音や自動車騒音、生活騒音　等
振　動：重機を使用する作業からの振動
悪　臭：生活排水（浄化槽処理水含む）による悪臭、農業用堆肥からの悪臭
　　事業者の製造過程や排水処理施設からの悪臭　等
水　質：工事・建設現場からの濁水流出、事業場からの廃水流出　等
粉　塵：籾すりに伴う粉塵、廃屋からの粉塵
野焼き：ゴミ・草の野焼きへの指導をしてほしいといったもの
　　事業所の焼却等もあることから県環境事務所と連携し、指導対応
空　地：近隣の空地や山林の草木に関する苦情
動　物：犬の飼い方マナーに対する苦情や野良猫に関する苦情、犬猫の糞害　等
その他：油漏れ事故、除草剤の影響　等